

子どもと公園で  
待ち合わせて  
キャッチボール!



行きたかった  
お料理教室で  
レシピ倍増!



英会話に行って、  
その後、なんなら  
合コンにも。



早く帰ると、  
フロもゆったり。  
ごはんもゆったり。



毎タランニング。  
その結果、  
ダイエットにも。



ハッピーアワー  
の時間から  
暑気払い。



はじめよう! 夕方を楽しく活かす働き方。

# ゆう活

実施期間: 令和元年7月1日(月)~9月30日(月)まで

## 全職場, 全職員対象

※勤務シフト制等により, 実施できない職場を除く。

A 午前 7:30~午後 4:00

C 午前 8:00~午後 4:30

B 午前 7:45~午後 4:15

D 午前 8:30~午後 5:00

所属長は職員と話し合い, 業務等に支障が出ないように, 夏の生活スタイル変革(ゆう活)を行う職員を指定する。ゆう活を行う職員の勤務時間は, 上記に示したA・B・C・Dの勤務時間のいずれかとしします。(1日単位で指定することも可能)。

所属長は, 各職員の状況に配慮して, 強制することがないようにしてください。また, ゆう活当日は, 時間外勤務せずに, 定時(午後4時, 午後4時15分, 午後4時30分又は午後5時)退庁に努めてください。

職員の多様な働き方の一環として, ワークライフバランスを推進し, 合わせて一日の時間を有効活用することで, 時間に対する意識改革を促すもので, 働き方変革の取り組みとして実施します。

※市役所の開庁時間(9:00~17:30)に変更はありません。

問い合わせ先: 総務部人事課人材育成・厚生係 内線2304